

国民同胞

発行所
社団法人 国民文化研究会
(九州←→東京←→全国)
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替 00170-1-60507
電話 03-5468-6230
FAX 03-5468-1470

月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料 年間2000円

最近思ふこと

憲法が蝕む「日本人の心」

中澤 栄二

イラクの治安はなかなか良くなりませんが、そこへわが国が人道復興支援のために自衛隊を派遣するといふことで、反対派は躍起となってアピール行動をしてゐる。先日、職場の労働組合(自治労)は政府に抗議電報を打つよびに呼びかけてゐた。しかし、テレビで先遣隊の壮行会を見たが、なんと凛々しいことが、さすが自衛隊と感入ってしまった。

既に先遣隊として派遣されてゐる自衛隊の活動ぶりの一端をテレビで知ることが出来る。宿营地の測量や地ならしなど、多岐にわたる任務で、しかもイラク南部は治安が保たれてゐるとはいへ常にテロの危険性にさらされてゐる。身心の疲労が心配されるどころである。かういふ姿を見ても、派遣反対派は他人事のやうに

ただ「憲法違反だ!」と反対を叫んでゐるだけなのであらうか?。

現在私は市役所で生活保護の分野を担当してゐる。生活困窮者の相談や生活保護の申請、保護世帯への援助等を主な仕事としてゐる。昨今の経済情勢からリストラされ職を失つた人や、病気で入院しても医療費が支払へない人、サラ金からの取立てを苦に家を飛び出して車上生活を続ける人など様々な人達から相談を持ちかけられる。時には、これが今のわが日本の縮図なのかと、暗澹たる思ひにさせられることがある。金銭的トラブルも、治療費を支払へないのも、サラ金から追はれるのも、元はといへば本人が原因を作つてゐる場合がほとんどである。私たちはそ

の相談にのり、解決策と一緒に考へるのだが、物事が複雑に絡みあつて問題が完全に悪い方向へ行つてしまつてゐる場合には、解決までにはかなりの時間を要することが多い。逆に岐路に立たされて、どうしようかと悩んでゐるやうな場合の相談は比較的解決策を見出しやすい。

日本国憲法第二十五条(国民の生存権 国の社会保障的義務)には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と記されてをり、この規定に基づいて生活保護法といふ法律が制定されてゐる。若い時から年金を掛けずに来て、老後に年金がもらはず仕事もできず生活保護の対象者になつた場合、まじめにこつこつと年金を掛けて来た人よりも多額のお金が出るのは明らかに矛盾してゐる。また、市税国税を滞納して国民の義務を果して来なかつた人でも、この憲法第二十五条に基づく生活保護法を根拠に、権利の主張ができる。

てゐるなあと痛感させられる。「あなたいつた国民として、市民として、義務を果してきたのか?」と言ひたくなる。社会保障の充実は結構なことだが、義務を果さない若者が多くなりつつあるわが国では、その財源もままならなくなるのではないかと将来が心配である。いつからこんな風に権利の主張ばかりが横行する国になつたのだらうか。日本人としての心のあり方、日本人が大切に出来た他者を思ひやる心、そんなものが何かスッポリと抜け落ちてゐるやうに感じられて仕方がない。

振り返つて見ると、「基本的人権」は他の何よりも尊重されるべきものだ、教室で幾百千度聞かされたことだらうか。この「正しい憲法」の下で日本は新しく生れ変わったのだ、といつたことを、度々教はつた。いまになつて思ひ起すと、それは著しくバランスを欠いたものだった。自分だけ良ければいいといつた目先のことにしか関心を示さない人が多くなつてゐるのは、かうした教育と決して無関係では無いと思ふ。日々、相談に応じながら、「日本国憲法」がこのままでは、日本人の心は蝕まれるばかりだと強く感じてゐる。

(地方公務員数八三十九歳)